

一般定期健康診断の項目 (労働安全衛生規則第44条)

- ・ 既往歴及び業務歴の調査
- ・ 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ・ 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- ・ 胸部エックス線検査及び喀痰検査
- ・ 貧血検査
- ・ 肝機能検査
- ・ 血圧の測定
- ・ 血中脂質検査
- ・ 血糖検査
- ・ 尿検査
- ・ 心電図検査

職業性ストレス簡易調査票

(参考1)職業性ストレス簡易調査票

A. あなたの仕事についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。

	そう だ	そう あ だ	ちや が う	ち が う
1. 非常にたくさんの仕事をしなければならない	1	2	3	4
2. 時間内に仕事が処理しきれない	1	2	3	4
3. 一生懸命働かなければならない	1	2	3	4
4. かなり注意を集中する必要がある	1	2	3	4
5. 高度の知識や技術が必要なむずかしい仕事だ	1	2	3	4
6. 勤務時間中はいつも仕事のことを考えていなければならない	1	2	3	4
7. からだを大変よく使う仕事だ	1	2	3	4
8. 自分のペースで仕事ができる	1	2	3	4
9. 自分で仕事の順番・やり方を決めることができる	1	2	3	4
10. 職場の仕事の方針に自分の意見を反映できる	1	2	3	4
11. 自分の技能や知識を仕事で使うことが少ない	1	2	3	4
12. 私の部署内で意見のくい違いがある	1	2	3	4
13. 私の部署と他の部署とはうまく合わない	1	2	3	4
14. 私の職場の雰囲気は友好的である	1	2	3	4
15. 私の職場の作業環境（騒音、照明、温度、換気など）はよくない	1	2	3	4
16. 仕事の内容は自分にあっている	1	2	3	4
17. 働きがいのある仕事だ	1	2	3	4

B. 最近1か月のあなたの状態についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。

	な か つ た	ほ と ん ど	と き ど き あ つ た	し ば し ば あ つ た	ほ と ん ど い つ も あ つ た
1. 活気がわいてくる	1	2	3	4	
2. 元気がいっぱいだ	1	2	3	4	
3. 生き生きする	1	2	3	4	
4. 怒りを感じる	1	2	3	4	
5. 内心腹立たしい	1	2	3	4	
6. イライラしている	1	2	3	4	
7. ひどく疲れた	1	2	3	4	
8. へとへとだ	1	2	3	4	
9. だるい	1	2	3	4	
10. 気がはりつめている	1	2	3	4	
11. 不安だ	1	2	3	4	
12. 落ち着かない	1	2	3	4	
13. ゆううつだ	1	2	3	4	
14. 何をするのも面倒だ	1	2	3	4	
15. 物事に集中できない	1	2	3	4	
16. 気分が晴れない	1	2	3	4	
17. 仕事を手につかない	1	2	3	4	
18. 悲しいと感じる	1	2	3	4	

	ほとんど なかった	ときどき あった	しばしば あった	ほとんど いつもあった
19. めまいがする	1	2	3	4
20. 体のふしぶしが痛む	1	2	3	4
21. 頭が重かったり頭痛がする	1	2	3	4
22. 首筋や肩がこる	1	2	3	4
23. 腰が痛い	1	2	3	4
24. 目が疲れる	1	2	3	4
25. 動悸や息切れがする	1	2	3	4
26. 胃腸の具合が悪い	1	2	3	4
27. 食欲がない	1	2	3	4
28. 便秘や下痢をする	1	2	3	4
29. よく眠れない	1	2	3	4

C. あなたの周りの方々についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。

	非常に	かなり	多少	全くない
次の人たちはどのくらい気軽に話ができますか？				
1. 上司	1	2	3	4
2. 職場の同僚	1	2	3	4
3. 配偶者、家族、友人等	1	2	3	4

あなたが困った時、次の人たちはどのくらい頼りになりますか？

4. 上司	1	2	3	4
5. 職場の同僚	1	2	3	4
6. 配偶者、家族、友人等	1	2	3	4

あなたの個人的な問題を相談したら、次の人たちはどのくらいきいてくれますか？

7. 上司	1	2	3	4
8. 職場の同僚	1	2	3	4
9. 配偶者、家族、友人等	1	2	3	4

D. 満足度について

	満足	まあ満足	やや不満	不満足
1. 仕事に満足だ	1	2	3	4
2. 家庭生活に満足だ	1	2	3	4

(参考) 一般定期健康診断のしくみ

一般定期健康診断

- ・既往歴及び業務歴の調査
- ・自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ・身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- ・胸部エックス線検査及び喀痰検査
- ・貧血検査
- ・肝機能検査
- ・血圧の測定
- ・血中脂質検査
- ・血糖検査
- ・尿検査
- ・心電図検査

健康診断の結果

事業者

(異常の所見があると診断された場合)
労働者の健康保持に必要な措置について意見聴取

通常勤務、就業制限(時間外労働の制限、作業の転換等)、要休業等について意見

健康診断の結果を通知
(精密検査等が必要な場合は受診勧奨)

労働者

精密検査等

医療機関

診断の結果
を提示(任意)

医師(産業医、地域産業保健センターの医師等)

(医師等からの意見を勘案し、必要
があるとき)就業制限等の措置

新たな枠組み

※一般定期健康診断の
しくみは変更しない

医師がストレスに関連 する症状・不調を確認

一般定期健康診断の「自覚症状、他覚
症状の有無の検査」に併せて実施
※別途実施も可能

- 食欲がない
- よく眠れない
- ゆううつだ
- イライラしている

医師が、ストレスに関連する症状・
不調の状況から、医師(産業医等)
の面接が必要と判断した場合

通知

事業者

あらかじめ面接する医師を指定

(医師が必要と判断した場合)
就業制限(時間外労働の制限、作業の転換等)、
要休業等について意見

同意が必要

(医師等からの意見を勘
案し、必要があるとき)
就業制限等の措置

健康確保に必要な措置
を超えた不利益な取扱
いを行ってはならない

労働者

面接の実施
(必要に応じ保健指導)

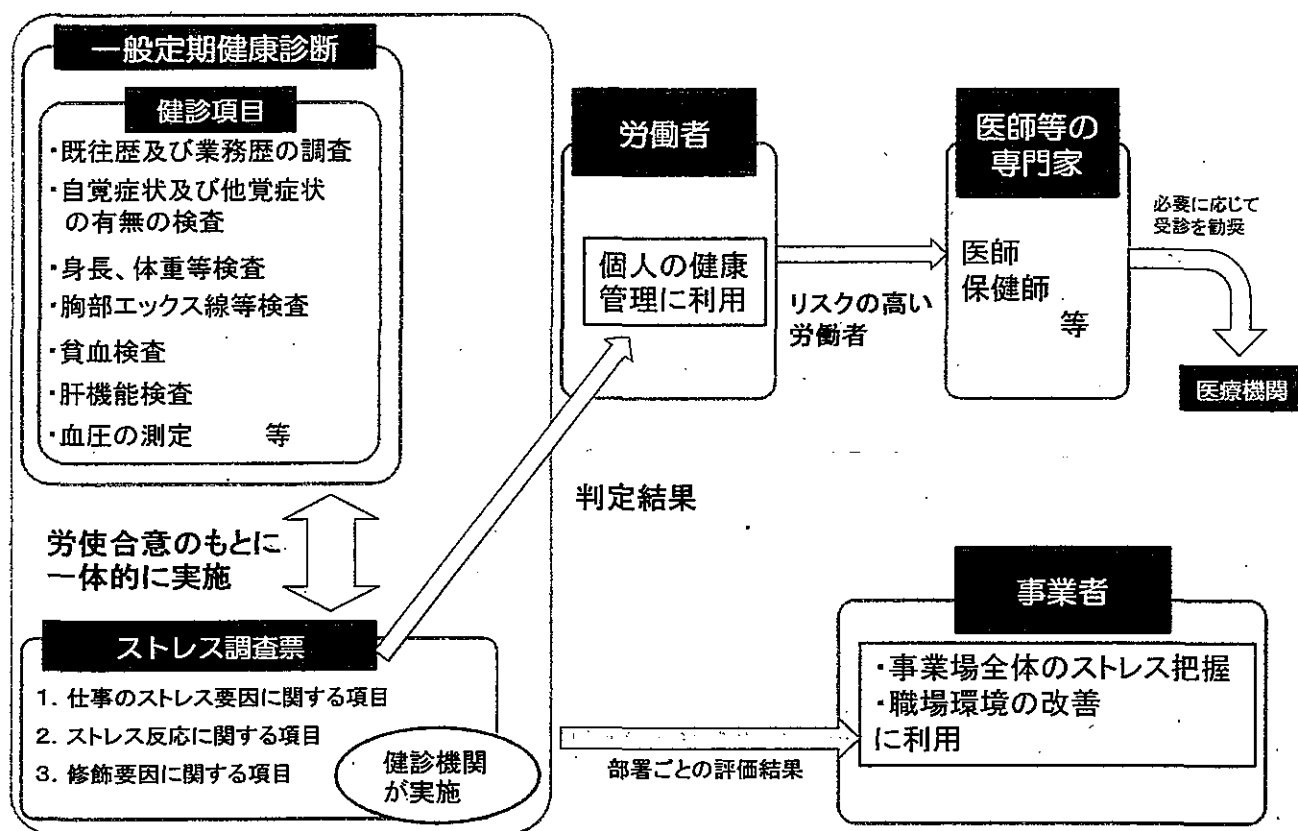
必要に応じて
受診を勧奨

医療機関

診断の結果
を提示(任意)

医師(産業医、地域産業保健センターの医師等)

先進的な事例



労働安全衛生法・刑法・保健師助産師看護師法

労働安全衛生法(抄) (昭和四十七年六月八日法律第五十七号)

第十一章 雑則

(健康診断等に関する秘密の保持)

第百四条

第六十五条の二第一項及び第六十六条第一項から第四項までの規定による健康診断並びに第六十六条の八第一項の規定による面接指導の実施の事務に従事した者は、その実施に関して知り得た労働者の秘密を漏らしてはならない。

刑法(抄) (明治四十年四月二十四日法律第四十五号)

第十三章 秘密を侵す罪

(秘密漏示)

第百三十四条

医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

保健師助産師看護師法(抄) (昭和二十三年七月三十日法律第二百三号)

第四章 業務

第四十二条の二

保健師、看護師又は准看護師は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保健師、看護師又は准看護師でなくなつた後においても、同様とする。

雇用管理に関する個人情報のうち 健康情報を取り扱うに当たっての留意事項（抄）

（平成16年10月29日 基発第1029009号）

第3 健康情報の取扱いについて事業者が留意すべき事項

2 個人情報の保護に関する法律第20条に規定する安全管理措置及び法第21条に規定する従業員の監督に関する事項（指針第3の3(1)及び(2)関係）

- (1) 健康診断の結果のうち診断名、検査値等のいわゆる生データの取扱いについては、その利用に当たって医学的知識に基づく加工・判断等を要することがあることから、産業医や保健師等の看護職員に行わせることが望ましい。
- (2) 産業保健業務従事者以外の者に健康情報を取り扱わせる時は、これらの者が取り扱う健康情報が利用目的の達成に必要な範囲に限定されるよう、必要に応じて健康情報を適切に加工した上で提供する等の措置を講ずること。

労働者の心の健康の保持増進のための指針（抄）

（平成18年3月31日 健康保持増進のための指針公示第3号）

7 メンタルヘルスに関する個人情報の保護への配慮

(2) 事業場内産業保健スタッフによる情報の加工

- [1] 産業医等が、相談窓口や面接指導等により知り得た健康情報を含む労働者の個人情報を事業者等に提供する場合には、提供する情報の範囲と提供先を必要最小限とすること。その一方で、産業医等は、当該労働者の健康を確保するための就業上の措置を実施するために必要な情報が的確に伝達されるように、集約・整理・解釈するなど適切に加工した上で提供すること。

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置 に関する指針（抄）

（平成8年10月1日 健康診断結果措置指針公示第1号）

2 就業上の措置の決定・実施の手順と留意事項

- （3）健康診断の結果についての医師等からの意見の聴取
（4）就業上の措置の決定等

イ 労働者からの意見の聴取等

事業者は、（3）の医師等の意見に基づいて、就業区分に応じた就業上の措置を決定する場合には、あらかじめ当該労働者の意見を聴き、十分な話し合いを通じてその労働者の了解が得られるよう努めることが適当である。

ハ 就業上の措置の実施に当たっての留意事項 （中略）

なお、就業上の措置は、当該労働者の健康を保持することを目的とするものであって、当該労働者の健康の保持に必要な措置を超えた措置を講ずるべきではなく、医師等の意見を理由に、安易に解雇等を行うことは避けるべきである。

平成21年度厚生労働科学研究費補助金こころの健康科学研究事業 「リワークプログラムを中心とするうつ病の早期発見から職場復帰に至る包括的治療に関する研究」 うつ病スクリーニングにおいて労働者が重要と考える要素

地方公務員に対する調査結果要素（3つまで複数選択可）

	合計	性別	
		男性	女性
記入する質問票が簡単であること	40.9	42.0	39.9
ホームページなどからいつでも行えること	13.0	14.4	11.7
うつ病の「スクリーニング」が効果的であることを事前に教えてもらえること	26.3	28.4	24.3
自分の書いた内容が、医師や看護師以外の者には見られないこと	57.0	49.4	63.9
精神科医やカウンセラーなど専門家が面接をしてくれること	57.8	54.3	61.0
うつ状態や高ストレスと判定された場合、ストレスへの対処法なども教えてもらえること	59.4	59.1	59.6
うつ状態や高ストレスと判定された場合、医療機関を受診するかどうかは完全に自分で決められること	19.3	19.3	19.4
年に1回など頻度が少ないこと	8.0	8.8	7.2
その他	2.4	2.5	2.3

平成21年度厚生労働科学研究費補助金こころの健康科学研究事業
「リワークプログラムを中心とするうつ病の早期発見から職場復帰に至る包括的治療に関する研究」

うつ病スクリーニングに関する労働者の希望、 スクリーニングへの回答および二次面接への態度

地方公務員に対する調査結果

(単位: %)

合計	
うつ病の「スクリーニング」が 職場で実施されることを希望するか	
はい	51.5
いいえ	17.3
どちらとも言えない	31.3

